「水産資源保護法施行規則及び持続的養殖生産確保法施行規則の一部改正案についての意見・情報の募集」の結果について

令和８年３月９日
農林水産省消費・安全局

農林水産省では、水産資源保護法施行規則及び持続的養殖生産確保法施行規則の一部改正案について、令和７年 12 月 26 日から令和８年１月 24 日までの期間、e-Gov に掲載すること等を通じて広く国民の皆様から意見・情報を募集するパブリックコメント手続を実施しました。

その結果、本件に関して２件の御意見が寄せられました。お寄せいただいた御意見と、それに対する農林水産省の考え方を別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。

なお、本件につきましては、公表した案のとおり改正することといたしましたのでお知らせいたします。

問い合わせ先
農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
担当：水産防疫班
代表：03-3502-8111（内線 4539）
直通：03-6744-2105